

県調整交付金の活用について(素案)

I 現状について

- 1 概要
- 2 交付方法

II 見直しについて

- 1 考え方
- 2 第1段階(H23・24年度)
- 3 第2段階(H25年度以降)

I 現状について

1 概要(別紙1参照)

(1) 県内の市町村国保財政を調整するため、医療給付費を基に算定し、交付している。

(2) そのうちの1/7を特別調整交付金とし、

① 国保財政安定化のための財政調整

② 国保財政安定化のための事業への取組

について、交付している。

2 交付方法

(1) 国保財政安定化のための財政調整

- ① 国調整交付金の減額(三位一体改革)の調整
- ② 高額医療費共同事業・保険財政安定化事業の調整について、実績額を交付する。

(2) 国保財政安定化のための事業への取組

- ① 医療費適正化事業
 - ② 保険料(税)適正賦課・収納率向上事業
 - ③ 適用の適正化事業
 - ④ その他国保事業の適正化事業
- の各事業について、
それぞれ基本交付額と加算交付額を設け、交付する。

Ⅱ 見直しについて

1 考え方

(1) 支援方針[4(2)②県調整交付金の活用]に基づく見直し。

(2) 次の点から、2段階に分けて考える必要がある。

- ① 目標収納率の達成支援措置(目標設定済み)
- ② 財政運営の広域化に伴い生じる国保財政への影響の緩和措置等(今後検討)

(3) 子ども医療費助成など、他項目も視野に入れ検討。

2 第1段階(H23・24年度)

(1) 目標収納率の達成支援措置を導入する。

① 原則として、現在の枠組みを維持する。

② 既存事業を整理・調整し、目標収納率の達成支援措置を追加導入する。

③ 既存事業や国普通調整交付金の収納率による減額措置の適用除外による影響などを考慮する。

(2) 子ども医療費助成など、他項目の影響も勘案し、最終決定する。

3 第2段階(H25年度以降)

(1) 財政運営の広域化に伴い生じる国保財政への影響の緩和措置等(今後検討)を追加する。

① 財政共同安定化事業などの検討を踏まえ見直す。

② 目標収納率の達成状況を踏まえ見直す。

③ 支援方針に係る交付が多額に上る場合は、現在の枠組みを大幅に見直すことも検討する。

(2) 子ども医療費助成など、他項目の影響も勘案し、最終決定する。

(別紙1) 県国保財政調整交付金の仕組み

都道府県は、当該県内の市町村が行う国民健康保険財政を調整するため、
条例により、保険給付費の百分の七に相当する額を交付する。(国保法第72条の2)

<調整交付金の種別及び対象事業等>

普通調整交付金 交付金総額の6/7(県調整交付金条例第3条第4項)

⇒医療給付費見込額の6%を国庫定率負担減少分(6%)に充当

特別調整交付金 交付金総額の1/7(県調整交付金条例第3条第5項)

⇒国保財政安定化のための事業の取組等に応じて、
被保険者数[基本交付額]及び事業評価(点数化)[加算交付額]により交付

—国保財政安定化のための財政調整

- 国調整交付金減額の調整に関する事業
- 高額共同事業・保険財政安定化事業の調整に関する事業

—国保財政安定化のための事業への取組

- 医療費適正化に関する事業
- 保険料(税)適正賦課及び収納率向上に関する事業
- 適用の適正化に関する事業
- その他国保事業の適正化に関する事業